

自治国第5号
平成7年4月13日

各都道府県国際交流主管部長
殿
各指定都市国際交流主管局長

自治大臣官房国際室長

自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について

平成元年度以降、各都道府県及び指定都市においては、「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について（平成元年2月14日付け自治画第17号）」を踏まえ、地域国際交流推進大綱が策定された。

その後、地域の国際交流施策が総合的かつ計画的に推進され、海外移住者との交流、海外地域との姉妹交流、外国青年招致事業（JETプログラム）等を中心に地方公共団体の国際交流・協力施策は急速に充実してきた。

近年では、従来からの国際交流の実績を背景としつつ、互いの地域の発展のために地域レベルで協力し合うことが望ましいと考えられるようになってきており、「国際交流から国際協力へ」という新たな潮流が起き始めている。

国際的にも、「国際地方自治体連合（IULA）」、「都市連合（UTO）」、「カナダ都市連盟（FCM）」、「イギリス国際地方自治協会（LGIB）」など、地方公共団体の国際関係組織が活発な国際協力活動を展開しており、地方公共団体レベルの国際協力が高い評価を受けている。

こうした中で、地域の総合経営主体として、地域の住民、NGO、経済団体・企業及びボランティア等の参加を得ながら、優秀な人材とノウハウを活用できる地方公共団体を中心とする国際協力の取組みが重要となってきた。

また、平成7年4月、地方公共団体による国際交流と国際協力を一体的かつ総合的に支援することを目的として、財団法人自治体国際化協会（CLAIR）内に自治体国際協力センターが設置された。

このような状況を踏まえ、各都道府県及び指定都市においては、国際協力に関する明確な理念と方針を規定した大綱（以下、「自治体国際協力推進大綱」という。）に基づき、計画的かつ総合的に施策を推進する必要がある。

については、貴団体におかれても、地域の実情と特性を踏まえ、別紙の「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」を参考としつつ、自治体国際協力推進大綱を策定するようお願いする。

なお、貴団体が策定した自治体国際協力推進大綱に関しては、当省に3部送付されたい。

自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針

大綱策定に当たっての総括的な留意事項について

以下のような留意事項を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえ、自治体国際協力推進大綱(以下、「大綱」という。)を策定することが求められる。

- 1 各都道府県及び指定都市においては、「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について(平成元年2月14日付け自治画第17号)」により策定をお願いした「地域国際交流推進大綱」を受け、国際協力に関する明確で具体的な計画として大綱を策定することが求められる。
なお、各都道府県及び指定都市において、本指針の趣旨に照らして適当な既存の計画がある場合、または、既存の計画に新たな内容を追加・補充するなどして大綱に適した内容とした場合においては、それを大綱として位置付けることもできる。
- 2 大綱を策定する意義は、地域・コミュニティ・レベルの国際協力施策の計画的かつ総合的な推進に資すること及びその趣旨を地域住民に周知することによって国際協力に関する啓発効果が期待できることにあると考えられるので、このことを踏まえて大綱を策定することが求められる。
また、そのためにも大綱はできる限り具体性を持ったものとするのが望ましい。
- 3 大綱の策定に当たっては、区域内の市町村並びに地域国際化協会及び民間国際交流・協力団体との調整等を図るとともに、地域住民の意向を踏まえつつ、地域の実情と特性に応じた記述とすることが求められる。
- 4 「地域の国際化推進状況に関する調について(平成6年10月21日付け自治国第120号)」等の調査結果を活用し、できる限り正確な現状把握に努めることが望ましい。
- 5 大綱の目標期間を5年間程度とするなど、取組みの継続的な推進を図ることが期待される。
- 6 大綱は原則として平成7年度中に策定することが望ましい。なお、大綱策定経費については、平成7年度に所要の地方交付税措置を講じることとされている。
- 7 大綱は策定後速やかに公表し、地域住民及び関係団体に周知を図ることが望ましい。
- 8 大綱の策定に当たっては、年次別の実施計画を策定し、その進捗状況を取りまとめるなど、円滑な推進を図ることが求められる。
なお、今後、自治省は大綱に盛り込まれた施策を中心に必要な支援措置を講じるものである。

大綱の内容等について

各都道府県及び指定都市においては、以下に掲げる内容を参考としつつ、大綱を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、国際協力を計画的かつ総合的に推進する必要がある。

1 国際協力の意義と理念

地方公共団体による国際協力の理念を例示すれば次のようなものがあるが、大綱においては、各地域における国際交流・協力の経緯及び現状を整理し、国際協力の意義・範囲、各地域の国際協力における課題及び将来の方向を含め、国際協力の意義と理念を明確にする。

(1) 共生の精神

現在、世界は環境、福祉、産業、教育、消防・防災に係る問題等に直面しているが、これらの問題については地域レベルの問題として共通の問題意識と目標を分かち合える場合が少なくない。

今日のように密接に関連し合い、相互依存が深化した国際社会においては、常日頃から、住民福祉の向上のために諸施策を講じている自治体同士が国際的に協力し合うことが互いの地域の発展と住民福祉の向上にとって極めて重要である。

(2) 対等なパートナーシップ

地方公共団体は従来から姉妹交流等を通じて海外の地方公共団体との間に幅広い相互理解に基づく対等なパートナーシップを築いてきている。こうした地方公共団体の国際交流のあり方を踏まえ、対等なパートナーシップに基づいて国際協力を推進する。

(3) 多様なチャネルによる世界平和への貢献

国際関係は伝統的に国家と国家の関係を主体としてきた。しかし、今日、各国において民主化が進むとともに、人の行き来が盛んになるに従い、地方公共団体や地域住民も国際関係の基底をなすものとして重要な位置を占めるようになってきた。

我が国の地方公共団体は、各地域において創意と工夫を凝らしながら様々な地域振興施策を展開しているところであるが、国際社会にあってもそれぞれが多様な協力活動を展開し、数多くの海外との絆をつくることのできる。

従って、自治体国際協力は地域レベルの多様なチャネルを通じた国際協力を推進するものであり、それによってより柔軟で広範な国際関係を構築し、世界平和に大きく貢献するものである。

(4) 人道的配慮

世界には、政治・経済体制の未整備、天災、紛争等のため、難民が生じたり、飢餓や貧困に苦しんでいる地域も少なくない。

地方公共団体は住民の生活に密着した行政主体として、そうした地域に対して生活環境の改善を図るなど、人道的な観点から協力することも重要である。

(5) 地域活性化等の効果

地域のアイデンティティの確立及び地域活性化

異なる背景を持つ地域との触れ合いを通じて、自らの地域のアイデンティティを確立し、地域の活性化が図られる。

異文化との触れ合いを通じた文化・生活の深まり

国際協力の場を通じ、異なる言語、生活、習慣、文化等を持つ人々と出会うことにより、相手地域の文化を学ぶことができ、地域の文化、生活等をより豊かなものとするにつながる。

住民の国際意識及びボランティア精神の涵養

地域住民に密着した地方公共団体による国際協力活動を通じて、住民の国際意識及びボランティア精神が涵養される。

職員の人材育成

地方公共団体の職員が国際協力活動を通じ、より広い視野と国際感覚を身につけることにより、国際的な活動のみならず、行政全般における水準の向上が図られる。

姉妹提携の内容の深化

地方公共団体は姉妹提携を推進することを通じて、相手地域のニーズを的確に把握し、きめ細かな国際協力を行うことができるものであり、それによって姉妹提携関係を友好親善を目的とする交流関係から、共通の目的を持ち、相互に協力する関係へと内容的に深めることが期待できる。

2 国際協力の基本原則

地方公共団体による国際協力の基本原則を例示すれば次のようなものがあるが、大綱においては、従来から築かれてきた海外との交流・信頼関係並びに国際協力の経緯及び現状を記述するとともに、地域の特性、住民の理解、相手地域の実情・ニーズ等を踏まえ、国際協力に関する基本原則を明確にする。

(1) 地域の特性を活かした多様な協力の実現

我が国の地方公共団体は、人口、産業、地理、気候、歴史、文化、住民ニーズ等の相違により、それぞれが独自の個性を有しており、自らの創意と工夫に基づいて地域の事情に即した施策を展開し、ノウハウを蓄積してきている。

各地方公共団体が自らの特性を活かした国際協力を展開することで、個々の地域としては、あくまで個性的な協力活動を行いながら、我が国総体としてみれば極めて多様な国際協力を推進することができる。

(2) 対等なパートナーシップに基づく住民参加型の国際協力活動の展開

地方公共団体は住民に身近な行政主体として、地域の住民、N G O (Non-Governmental Organization)、経済団体・企業及びボランティア(シルバー・ボランティア、地方公務員OBを含む)等と連携し、国レベルの国際協力に比べ、より多くの人々が参加する地域・コミュニティ・レベルの国際協力活動を展開するように努め、相手地域との幅広い相互理解と対等なパートナーシップに基づく国際協力を推進する。

(3) 相手地域のニーズに合った、きめ細かな協力の推進

我が国の地方公共団体は、海外の地方公共団体との姉妹提携や外国青年招致事業(J E Tプログラム)等によって、独自の海外との絆を持っているところも少なくない。さらに、地域の住民や民間国際交流団体による交流も相当進んできている。

こうした海外との絆を活かしながら、相手地域の実情及び地域レベルのニーズを的確に把握し、相手地域の持続的発展に役立つよう、きめ細かな協力を推進する。

3 国際協力に関する具体的な項目

国際協力に関する具体的方針に係る項目については次のようなものがあるが、大綱においては、国際交流・協力の経緯及び現状、国際協力の意義・理念及び基本原則、地域の特性、地域の人材・ノウハウ、地域の住民等の意向、従来からの地域レベルの相互の交流・信頼関係、相手地域の実情・ニーズ等を踏まえ、対象地域、協力形態、対象分野、推進体制の整備等を含め、現状及び将来の方向について、できる限り具体的に記述する。

(1) 対象地域

各地方公共団体の国際協力は、地域レベルの相互の交流と信頼に基づきつつ、地域の実情や住民の意識に応じ、当該地域の特性を活かして行われる協力である。従って、地域の選定は極めて重要であるので、対象地域の選定に関する基本的な方針を整理する必要がある。

例えば、国による開発援助とは異なり、先進地域と開発途上地域の別なく広く対象とし得るものであり、都市問題について先進地域と協力し合うこともできる。また、姉妹提携先を重視する、或いは移民の多い地域を重視する、或いは地理的な近接性を重視するなど、様々な基準が考えられるし、当該団体が優れたノウハウを有する分野においては、協力を望む地域であれば、特に予め地域を限定しないという考え方もあり得る。

また、地方公共団体による、相手地域のニーズに即した、きめ細かな協力は相手地域にとって大きな効果を持ち得るものであり、相手地域に対する協力は安定的かつ効果的なものである必要がある。

以上のことを踏まえ、大綱においては相手地域の持続的発展に留意し、対象地域に対する基本的な考え方について記述する。

(2) 協力形態

地方公共団体による国際協力の形態について例示すれば以下のようなものがあるが、大綱においては、各地域の特性、地域住民の理解、国と地方の適切な役割分担、各団体の財政事情、実施による効果等を踏まえ、協力形態別に対象事業の現状及び将来の方向について記述する。

ア) 人づくりに対する協力

人づくりに対する協力は、人と人との直接の交流に基づいて技術・ノウハウを相手に伝えるものであり、地域の人材とノウハウを活用し、また、従来からの国際交流の実績を更に発展させるものとして自治体国際協力に適した協力の方法である。

そこで、各地方公共団体が多くの人材・ノウハウを有している分野において、海外からの研修生の受入れ、海外への専門家の派遣、留学生受入れ等を通じ、その国や地域の中核を担うべき人材を育成するため、人づくりに対する協力を推進することが望まれる。

イ) 国際会議

共通の問題を抱える地域が国際会議の場で情報を交換し、解決方法を議論することは、地域の人材とノウハウを活用するものであり、自治体国際協力に適した協力形態である。

ウ) 共同研究

地域レベルでの共同研究は、共通の問題を抱える地域がその人材とノウハウを活用し、共同して解決方法を研究するものであり、自治体国際協力に適した協力形態である。

エ) 青年海外協力隊への参加

地方公共団体職員を含む地域の青年が青年海外協力隊に参加することは、我が国の国際協力の推進にとって重要であるとともに、国際協力専門家を養成するためにも有益である。

オ) 国際緊急援助隊への参加

消防等が参加する国際緊急援助隊の活動は海外の被災地等に対する人道的援助として重要である。

カ) 資金協力及び物資協力

資金協力及び物資協力に関しては、国においては積極的に行われているところであるが、地方公共団体が資金協力や物資協力を行うことについては国と地方の適切な役割分担という観点からは一定の限界があるものと考えられる。そうしたことを考慮の上、各地域の特性、住民の理解、各団体の財政事情、実施による効果等を十分に踏まえ、例えば小規模な物資協力等を行うことも考えられる。

キ) その他

以上の各協力形態を組み合わせたり、他の適当な協力形態を活用して、より効果的な国際協力を実施することも考えられる。

(3) 対象分野

地方公共団体を中心とする地域社会は、まちづくり、環境・公害防止、上下水道、保護衛生、社会福祉、農林水産業、工業及び消防・防災並びに行政、選挙、税財政等にわたる地方自治制度の運用等の各分野において多くの人材とノウハウを有している。

以上を踏まえ、大綱においては、各地域の特色及び個性並びに相手地域の実情・ニーズを考慮の上、対象分野、重点分野、分野別の協力方針等に関する現状及び将来の方向を明確にする。

(4) 推進体制の整備

大綱の円滑な推進

大綱を推進するに当たっては、国、地域国際化協会、関係市長村、住民、NGO、経済団体・企業、ボランティア等との適切な役割分担に配慮しつつ、自らの役割と責任を明確にすることが求められる。

また、大綱の内容及び地域の実情を踏まえ、年次別の実施計画を策定し、その進捗状況を取りまとめるなど、円滑な推進を図ることが必要である。

以上を踏まえ、大綱においては従来の国際交流推進体制との整合性並びに国、地域国際化協会、関係市町村、住民、NGO、経済団体・企業及びボランティア等との適切な役割分担を考慮の上、自らの役割と責任、その他大綱の円滑な推進に関する配慮事項について記述する。

地方公共団体における推進体制の整備

地方公共団体の各部局の役割を考慮の上、国際交流担当部局を中心とする各部局間の連携を図る庁内連絡調整体制及び海外事務所等の海外の組織体制の整備など、大綱を推進する体制について記述する。

地域国際化協会の活動の充実

最近、国内外において、国際協力における住民、NGO等の民間レベルの役割の重要性が認識されるようになってきており、地方公共団体は住民に身近な行政主体として住民参加型の国際協力を行うことが求められる。

各都道府県及び指定都市における「地域国際化協会」は、地域の国際交流活動の中心として主体的かつ創造的な活動を行うとともに、地方公共団体と住民、NGO等との結節点として連絡調整を行っている。

こうした実績を踏まえ、地方公共団体は「地域国際化協会」を通じて、地域の住民、NGO等の国際協力活動への参加を一層促進する必要がある。

また、「地域国際化協会」が、国際協力のために活動する様々なNGO等のネットワークを構築し、必要に応じて地域レベルの国際協力活動をコーディネートすることも求められる。

以上を踏まえ、大綱においては地域国際化協会の国際交流・協力活動の現状、NGO等との連携、今後期待される役割と活動、地域国際化協会に対する支援方策等について記述する。

市長村における国際協力との連携

都道府県、政令指定都市だけでなく、一般市町村においても多くの特色ある国際協力の取組みがなされている。

また、市町村には消防、上水道、下水道、社会福祉、廃棄物処理、教育等の分野において都道府県にはない技術・ノウハウの蓄積がある。

従って、都道府県においては、関係市町村の国際協力の推進に対して十分な配慮を行うとともに、必要な場合には互いに連携して国際協力に取り組むことが求められる。

以上を踏まえ、都道府県は大綱において関係市町村の国際交流・協力活動の実績、特色及び技術・ノウハウ、国際協力に関する意向、今後期待される役割と活動、今後

の市町村に対する支援方策等について記述する。

住民の国際理解の増進

地方公共団体は住民が自らの地域と世界とのつながりを視野に入れ、国際協力に対する理解を深められるような機会を提供するよう努めることが求められる。例えば、講演・講座の開催、広報・イベントの実施、標語の活用、高校生等の外国留学の支援等の方法が考えられる。

以上を踏まえ、大綱においては国際化の進捗状況、住民理解の状況等を考慮の上、住民に対する国際理解教育、広報等について記述する。

国際協力専門家の養成及び人材ネットワークの形成

国際協力を行うに当たっては、コミュニケーションの方法、相手地域に適した技術・ノウハウ等が不可欠であるので、研修の機会を充実し、国際協力に必要な語学、異文化理解の基本的素養、技術・ノウハウ等を備えた国際協力専門家の養成に努める必要がある。また、公立大学等と連携して国際協力に関する研究・教育を充実することも考えられる。

さらに、国際協力プログラムに活用できる国際協力専門家のネットワークを形成し、人材の安定的な確保を図ることも必要である。

現在、自治大学校においては自治体レベルの国際交流・協力をスタッフ養成の面から支援するために「国際交流専門課程」を設け、地方公共団体職員に対する研修を実施しており、また、全国市町村国際文化研修所（JIAM）においては地方公共団体職員の国際協力に関する実務能力の向上を図るため、「国際協力研修コース」を開設するなど研修の充実を図っている。

以上を踏まえ、大綱においては、地方公共団体職員に対する研修、民間レベルの専門家育成等の現状、研修機関の活用等に関する現状及び将来の方向について記述する。

他の地方公共団体との連携

各地方公共団体には、財政、人材・組織、技術・ノウハウ、研修施設等の点で異なる事情があり、より効果的な国際協力を推進するためには、それぞれが得意とするところを持ち寄り、負担を分散しながら、共同して国際協力を行うことが望ましい場合が多い。また、海外の同一地域に対して、複数の地方公共団体が同様の協力を整合性なく行うよりは、互いに一致協力して行うことが適当である。

そこで、必要に応じて各地方公共団体がよく連携・調整を図りながら、地方による共同プロジェクトとしての国際協力活動を推進することが望ましい。

以上を踏まえ、大綱においては各地域の実情、相手地域の実情・ニーズ等を考慮の上、他の地方公共団体との連携に関する考え方について記述する。

自治体国際協力センターの活用

平成7年4月、地方公共団体による国際交流と国際協力を一体的かつ総合的に支援することを目的として、財団法人自治体国際化協会（CLAIR）内に自治体国際協力センターが設置された。同センターにおいては、姉妹交流ライブラリー、自治体国際協力人材バンク及び国際交流・協力に関する情報センターの設置、地方共同プロジ

エクトのコーディネート・支援、自治体国際協力モデル・プロジェクトの企画及び実施、海外ネットワークの形成等が推進されることとなる。

以上を踏まえ、大綱においては、自治体国際協力センター（海外事務所を含む）の有効な活用について記述する。

海外の地方公共団体との国際的ネットワークの形成

多地域間の姉妹提携の推進を含む幅広い姉妹提携の積極的な展開及び外国の地方公共団体との間の職員の受入・派遣の推進等を図り、そうした地域レベルの交流と相互理解を通じて、海外の地方公共団体との国際的ネットワークを形成することが望ましい。

以上を踏まえ、大綱においては各地域の実情等を考慮の上、海外の地方公共団体との国際的ネットワークの形成について記述する。

国等との適切な連携

自治体国際協力の推進に当たっては、地方公共団体の自主性及び主体性を基本としつつ、必要に応じて国、在外公館、国際協力事業団、国際機関等と適切な連携を図ることが考えられる。

以上を踏まえ、大綱においては、地方公共団体の自主性及び主体性、地域住民の意向、地域の特性等に十分配慮した上で記述する。

（５）国際協力の実施に当たっての条件の整備と適切な配慮

国際協力に関する情報収集及び連絡調整

相手地域の事情及び必要とする知識、技術・ノウハウ等を的確に把握するとともに、相手地域との十分な連絡調整を図ることが効果的な国際協力の推進にとって重要である。そのための具体的方策として、例えば、海外の諸機関との連携、地方公共団体相互の連絡体制の強化、海外の日系人組織等との連携並びに国、自治体国際化協会及びN G O等の情報の活用等の具体的方策が考えられる。

以上を踏まえ、大綱においては、情報収集及び連絡調整の現状及び将来の方向について記述する。

相手の地域社会に及ぼす影響に対する配慮

自治体国際協力においては、国による開発援助のように大規模な資金協力や物資協力は稀であろうが、まちづくり等において重要な人材・ノウハウを有する地方公共団体が相手地域のニーズに応じて行う、きめ細かな協力は、相手地域にとって大きな効果を持ち得るものである。

また、開発を促進する場合などには、相手地域の文化、生活習慣、自然環境等に好ましくない影響をもたらす恐れもある。

以上を踏まえ、大綱においては、相手地域の実情及びその持続的発展に留意しつつ、相手の地域社会に及ぼす影響に対する配慮について記述する。

国際協力プロジェクトの十分な事後評価の実施

各地方公共団体が行う国際協力プロジェクトについては、事業効果、その後の進捗状況、種々の影響等に関する十分な事後評価を行い、自治体国際協力の適切な推進を図る必要がある。

以上を踏まえ、大綱においては、十分な事後評価の確保について記述する。

海外への派遣者の安全及び適切な身分取扱いに対する配慮

海外への派遣者の安全の確保に関しては事前によく関連情報の収集を行うとともに、国際協力のために海外に地方公務員を派遣するに当たっては、適切な身分取扱いの確保に努めるなど、十分な配慮を行う必要がある。

以上を踏まえ、大綱においては、海外への派遣者の安全及び適切な身分取扱いに対する配慮について記述する。

国際情勢等に対する配慮

地方公共団体が国際協力を推進するに当たっても、常日頃から、国際情勢、国際的な慣行・ルール、国の政策等に関する幅広い理解を持つ必要があることを踏まえ、大綱においては、これら国際情勢等に対する配慮について記述する。